

松原地区町会連合会自主防災会 防災計画

（目的）

第1条 この計画は、松原地区町会連合会自主防災会（以下「連合会自主防災会」という）の防災活動に必要な事項を定め、もって地震、火災、水害、雪害等（以下「災害」という）による人的、物的被害の拡大を防止するとともに、松原地区内の隣保共助体制の確立をはかることを目的とする。

（防災計画の内容）

第2条 この計画に定める事項は、次の事項とする。

- （1）防災知識の普及に関すること。
- （2）防災訓練の実施に関すること。
- （3）災害予防に関すること。
- （4）災害時における情報の収集、伝達、状況報告に関すること。
- （5）災害対策本部の設置に関すること。
- （6）安否確認に関すること。
- （7）救出、救護に関すること。
- （8）避難誘導に関すること。
- （9）給食給水、炊出しに関すること。
- （10）避難行動要支援者または災害発生時の被災者支援に関すること。
- （11）避難所運営に関すること。
- （12）防災資機材の備蓄と管理に関すること。
- （13）他機関及び他地区、ならびに任意団体等との連携に関すること。
- （14）その他、防災に関して必要なこと。

（防災知識の普及）

第3条 松原地区住民の防災意識を高めるため、次のとおり防災知識の普及を行う。

（1）普及事項

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 防災、災害の知識に関すること。
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- エ その他防災に関すること。

（2）普及の方法

- ア 全戸または回覧文書、パンフレット、災害時対応マニュアル、ポスター等の作成配布
- イ 講演会・講習会、学習会、映写会、展示会等の開催

（防災訓練の実施）

第4条 災害の発生に備えて、毎年1回実施するものとし、必要に応じて随時訓練を実施するものとする。

2 訓練の内容は次のものとする。

- (1) 安否確認訓練
 - (2) 避難誘導訓練
 - (3) 救出・救護訓練（倒壊家屋からの救出、救急救命訓練等）
 - (4) 給食給水・炊出し訓練
 - (5) 図上防災訓練
 - (6) その他、災害時に必要な訓練
- 3 訓練の実施にあたっては、その目的、実施要項を明らかにした訓練実施計画を作成する。

（災害予防）

第5条 災害の発生による被害を防止するため、定期的に次の事項を行う。

- (1) 燃料タンク、ガスボンベ等火気使用設備器具の点検及び周辺の整理整頓
- (2) 防災資機材等の点検・整備
- (3) 地区内の消火栓、ホース格納庫、防火水槽の把握と確認
- (4) ハザードマップ等による危険個所等の把握と確認
- (5) 公共施設、道路・側溝及び建造物における危険個所の早期修復

（情報の収集、伝達、状況報告等）

第6条 地震発生情報、被害状況、避難状況等を正確かつ迅速に把握し適切な処置をとるため、災害発生時には以下を実施する。

(1) 情報の収集

町会連合会自主防災会長（＝町会連合会会長：以下「連合会長」という）は、行政及び防災機関、報道機関等の提供する情報を収集する。

(2) 情報の伝達

連合会長は、別紙1「松原地区町会連合会自主防災会情報伝達ルート」に基づき、連合会自主防災会役員に伝達するとともに、放送設備等により地区住民に周知伝達する。

(3) 状況報告

各町会自主防災会の各係は、状況を逐次町会長に報告し、町会長は連合会自主防災会災害対策本部（以下「災害対策本部」という）の各担当部長に、その都度状況を報告する。

（災害対策本部の設置）

第7条 松原地区町会連合会自主防災会規約第9条に基づき、災害発生時には災害対策本部を設置する。設置は以下の基準による。

- (1) 松本市内及び松原地区近郊で震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 風水害等は、重大な災害・被害等が発生する恐れがある場合
- (3) 松本市からの避難指示（レベル4）等が発せられた場合

2 災害対策本部の役員及び任務は、別紙「松原地区自主防災会・災害対策本部組織図」のとおりとする。

3 災害対策本部は、松原地区公民館または松原町内公民館に設置する。

(安否確認)

第8条 平常時から町会・班を中心に安否確認できる体制を作り、災害発生に備えることとする。

- 2 災害発生時は、まず第一に家族の安否確認を行うとともに、各町会の班長・副班長を中心に町会内の安否確認を行う。
- 3 避難行動要支援者については、発災3日目の10時までに、安否確認の結果を地域づくりセンターに報告し、発災6日目の10時までに最終安否確認結果を報告する。
- 4 安否確認の状況は、町会長へ報告し、町会長は災害対策本部担当部長（町会連合会副会長・連合会防災防犯部会長）に、報告する。第1報（3時間以内）第2報（6時間以内）、以後1日毎。

(救出、救護)

第9条 災害による被災者の救出、救護を行うため必要な機材、薬品等を配備するとともに、災害が発生した場合は、住民等の協力を得て負傷者等を救出、必要な応急措置を施し、医師の手当てが必要な場合は医療救護所に搬送する。

医療救護所については、松本市「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、明善小学校が指定されている。

(避難誘導)

第10条 市からの避難指示、地震、火災、水害等の拡大により松原地区住民の人命に危険が生じ、または生じる恐れのあるときは、次により住民の避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

松原地区自主防災会会長が、上記のとおり避難の必要があるとき、各町会自主防災会会長（町会長）に対し、情報の伝達、避難誘導の指示を行うものとする。それを受け、各町会自主防災会会長は町会避難誘導係に伝達し、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難場所

ア 一時集合場所 各町会が指定した場所…安否確認、初期初動体制

イ 指定避難場所 松本市が指定した避難所または避難地

- 2 避難時は、町会避難誘導係が安全かつ迅速に住民を避難所に避難させる。

(一時集合場所における給食給水、炊出し)

第11条 災害発生による被災者の支援のため、各町会は必要最小限の給食、給水資材を準備しておくものとする。

- 2 災害発生後、必要があれば炊出しを行う。

(避難行動要支援者・被災者支援)

第12条 松原地区内における避難行動要支援者については、日頃からその状況の把握に努める。松原地区避難行動要支援者名簿は、必要に応じて随時更新する。避難行動要支援者名簿は各町会長・防災部長・班長が責任をもって保管し、

防災訓練時や災害時等に活用する。

- 2 避難行動要支援者は、松原地区公民館（要援護者優先避難所）または明善中学校（指定避難所）に避難することができる。

（防災資機材の備蓄、管理）

第13条 防災資機材の備蓄、管理は次により行う。

- （1）連合防災資機材の保管場所は松原地区公民館防災倉庫とする。各町会の防災資機材は、各町会防災倉庫に置く。
- （2）防災資機材の点検整備は、年に2回実施する。
- （3）連合防災資機材は、地区公民館避難者用の備蓄品を配備する。

（他地区・他機関等との連携）

第14条 隣接他地区とは常に連携を図り、防災等についての情報交換を定期的に行うとともに、災害にはお互い協力して事にあたる。

- 2 地区内の企業と連携を図り、必要に応じて災害協定等を結んでおく。

（その他、防災に関して必要なこと）

第15条 この防災計画は、第1条に掲げた目的を達成するために、住民の防災力や松本市の防災対策、想定される災害等、地域社会の変化等に応じ、随時見直しを行うこととする。

附 則 この計画は、平成31年 4月 1日から施行する。

この計画は、令和 4年11月18日から施行する。

＜松原地区町会一時集合場所、指定避難場所＞

町会名（対象）	町会一時集合場所	指 定 避 難 場 所
松 原 第 1 町 会	松 原 北 公 園	明善中学校
松 原 第 2 町 会	松 原 中 央 公 園	明善中学校
松 原 第 3 町 会	松 原 南 公 園	明善中学校
松 原 第 4 町 会	松 原 中 央 公 園	明善中学校
松 原 第 5 町 会	松 原 東 公 園	明善中学校
松 原 第 6 町 会	松 原 東 公 園	明善中学校
松 原 第 7 町 会	明善中学校 校庭南側	明善中学校
避難行動要支援者	各町会一時集合場所へ	松原地区公民館